

# 「展示動物の飼養及び保管に関する基準」(見直し素案) に関する意見の募集について

平成16年1月26日(月)  
自然環境局総務課動物愛護管理室  
室長：東海林 克彦(6484)  
室長補佐：岡部 久(6427)

環境省では、「展示動物の飼養及び保管に関する基準(昭和51年制定)」の見直しについて中央環境審議会動物愛護部会において検討を進めてきましたが、このたび同基準の見直し素案をとりまとめました。本案について、広く国民の皆様からご意見を募集(パブリック・コメント)いたします。

## 1. 「展示動物の飼養及び保管に関する基準」見直しの概要

「展示動物の飼養及び保管に関する基準」は、昭和51年に制定後、30年近くが経過し、この間、動物の福祉への配慮を求める意見等が強まる等、動物愛護管理をめぐる社会状況が大きく変化していること、根拠法が平成11年12月に改正され、展示動物等の動物取扱業に対する規制が新たに導入されたこと等から、基準の見直しが必要となりました。このため、環境省では、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」の見直しについて、中央環境審議会に諮問を行い、同審議会動物愛護部会において、審議を行ってきたところです。

今回、同部会におけるこれまでの審議を踏まえ、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」(見直し素案)をとりまとめたことから、これを公表して広く国民の皆様からご意見を募集することとしました。

主な見直し内容は、次のとおりです。

- ・飼養保管環境の質の向上など展示動物の福祉の向上
- ・ペット等の販売・繁殖施設等における飼養等の適正化
- ・動物の愛護及び適正管理方法の普及啓発
- ・動物による人への危害等の防止 等

動物の飼養保管基準とは、動物愛護管理法第5条に基づき定められる、動物の飼養保管に関するよべき基準であり、現在、次の4つの基準が定められています。

「展示動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和51年2月10日告示)

「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」(昭和55年3月27日告示)

「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和62年10月9日告示)

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」(平成14年5月28日告示)

## 2. 今後のスケジュール

平成15年度内を目途に答申をいただき、本年4月下旬に改定基準を告示する予定です。

## 3. 意見募集要領

### (1) 意見募集対象

「展示動物の飼養及び保管に関する基準」(見直し素案) (別添1)

### (2) 募集期間

平成16年1月26日(月)～平成16年2月25日(水) (必着)

### (3) 提出方法

「意見提出用紙」の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

電子メールの場合：「意見提出用紙」の形式に従い、必ず本文にテキスト形式で記載して下さい。(添付ファイルによるご意見の提出はご遠慮願います。)

FAXの場合：「意見提出用紙」の形式に従って提出してください。

郵送の場合：「意見提出用紙」の形式に従って提出してください。

\* ご意見は、日本語でご提出ください。

\* なお、電話でのご意見は受けかねますので、あらかじめご了承ください。

[意見提出用紙]の形式

宛 先：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室あて  
氏 名：  
職業（会社名又は団体名）：  
住 所：  
電話番号：

ご 意 見

< 該当個所 >

< 意見内容 >

< 理 由 >

(4) 意見提出先

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

電子メールの場合：shizen-some@env.go.jp

FAX の場合：03-3508-9278

郵送の場合：〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

\* ご提出頂いたご意見については、個人情報（住所・電話番号・FAX 番号等）を除き公表される可能性があることをあらかじめご承知おきください。

\* ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

(5) 資料の入手方法

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室において配布

環境省ホームページ（アドレス <http://www.env.go.jp/info/iken.html>）

郵送による送付

140円切手を添付した返信用封筒（郵便番号・住所・氏名、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」（見直し素案）資料希望を必ず明記）を同封の上、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室あて送付してください。

4. 添付資料

別添 1 展示動物の飼養及び保管に関する基準（見直し素案）

別添 2 展示動物の飼養及び保管に関する基準（見直し素案の新旧対照）

別添 3 動物の愛護及び管理に関する法律（関係条文抜粋）

展示動物の飼養及び保管に関する基準（見直し素案）

第1 一般原則

第2 定義

第3 共通基準

- 1 動物の健康及び安全の保持
  - (1) 飼養及び保管方法
  - (2) 施設の構造等
  - (3) 飼養者の教育訓練等
- 2 人の生活環境の保全
- 3 危害及び逸走の防止
  - (1) 施設の構造等
  - (2) 逸走時対策
  - (3) 災害時等の緊急時対策
  - (4) 有毒動物の飼養及び保管方法
- 4 動物に起因する感染性の疾病に係る知識の修得等
- 5 輸送方法
- 6 記録台帳の整備等
- 7 施設廃止時の取扱い

第4 個別基準

- 1 動物園施設等
  - (1) 展示方法
  - (2) 観覧者に対する指導
  - (3) 観覧する場所の構造等
  - (4) 展示場所の移動
  - (5) 展示動物との接触
- 2 販売施設
  - (1) 展示方法
  - (2) 繁殖方法
  - (3) 販売方法
- 3 撮影施設
  - (1) 撮影方法
  - (2) 情報提供

第5 準用

## 第1 一般原則

### (基本的な考え方)

1 管理者及び飼養者は、動物が命あるものであることにかんがみ、展示動物の生態、習性及び生理並びに飼養及び保管環境の質に配慮し、愛情と責任をもって適正に飼養及び保管するとともに、展示動物にとって豊かな飼養及び保管環境の構築に努めること。また、動物に関する正しい知識と動物愛護精神の普及啓発に努めるとともに、展示動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺的生活環境の保全に努めること。

### (動物の選定)

2 管理者は、施設の立地及び整備状況、飼養者の飼養能力等の条件を考慮して飼養及び保管する展示動物の種類を選定するように努めること。また、家畜化されていない野生動物等については、希少な野生動物種等の保護増殖事業を行う場合を除き、飼養及び保管が困難であること、譲渡が難しく飼養及び保管の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種及び原産地において生息数が少なくなっている種が存在すること、万が一逸走した場合は環境保全上の問題が生じるおそれ大きいこと等を、その飼養及び保管に先立ち慎重に検討すべきであること。

### (計画的な繁殖)

3 管理者は、みだりに繁殖させることにより展示動物の適正な飼養及び保管等に支障が生じないように、自己の管理する施設の収容力、展示動物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うように努めること。また、必要に応じて、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置、他の施設等への譲渡(ゆずりわた)し又は貸出しの措置を適切に講ずるように努めること。

### (終生飼養及び処分方法)

4 管理者は、希少な野生動物種等の保護増殖事業を行う場合を除き、展示動物の終生飼養の確保に努めること。ただし、展示動物が感染性の疾病にかかり、人又は他の動物に著しい被害を及ぼすおそれのある場合、苦痛が甚だしく、かつ、治癒の見込みのない疾病にかかり又は負傷をしている場合、凶暴性が甚だしく、かつ、飼養を続けることが著しく困難である場合等は、この限りではない。なお、これらの場合において、展示動物を処分しなければならないときは、動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。また、やむを得ず殺処分しなければならないときは、苦痛(恐怖及びストレスを含む。以下、同じ。)を与えない適切な方法をとるように努めること。

## 第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ

るによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものをいう。
- (2) 展示 飼養及び保管している動物を、不特定の人に見せること又は管理者若しくは飼養者以外の者と接触させることをいう。
- (3) 展示動物 次のアからエまでに掲げる展示を行う動物をいう。
  - ア 動物園、水族館、植物園、公園等の場所の常設又は仮設の施設において飼養及び保管する動物(以下「動物園動物」という。)
  - イ 興行、客よせ又は動物とのふれあいを目的として飼養及び保管する動物(以下「ふれあい動物」という。)
  - ウ 販売又は販売を目的(畜産農業の用又は試験研究用若しくは生物学的製剤の用に供する場合を除く。)とした繁殖等を行うために飼養及び保管する動物(以下「販売動物」という。)
  - エ 商業的な撮影に使用又は提供するために飼養及び保管する動物(以下「撮影動物」という。)
- (4) 施設 動物を飼養及び保管するための施設(構造物等の有無を問わない。)をいう。
- (5) 管理者 展示動物又は施設を管理する者をいう。
- (6) 飼養者 展示動物の飼養及び保管作業に従事する者をいう。

### 第3 共通基準

#### 1 動物の健康及び安全の保持

##### (1) 飼養及び保管方法

管理者及び飼養者は、次に掲げる事項に留意し、展示動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、その健全な成長及び本来の習性に近い行動様式等の発現を図るように努めること。

- ア 展示動物の種類、数、発育状況及び健康に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。また、展示動物の飼養及び保管環境の質の向上を図るため、種類及び習性等に応じた給餌及び給水方法を工夫すること。
- イ 動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかり又は死傷した動物に対しては、その原因究明を含めて、獣医師による適切な措置が講じられるようにすること。
- ウ 捕獲後間もない動物又は他の施設から譲受け又は借受けた動物を施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間、他の動物との接触又は販売若しくは貸出しをしないようにするとともに、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講ずること。
- エ 群れ等を形成する動物については、その規模、年齢構成、性比等を考慮し、できるだけ複数で飼養及び保管すること。
- オ 異種又は複数の展示動物を同一飼養施設内で飼養及び保管する場合には、

展示動物の組合わせを考慮した収容又は個別収容を行うこと。

カ 幼齢時に社会化が必要な動物については、一定期間内、親子等を共に飼養すること。

キ 疾病にかかり若しくは負傷した動物、妊娠中若しくは幼齢な動物を育成中の動物又は高齢な動物については、隔離又は治療するなどの必要な措置を講じるとともに、給餌及び給水を行い並びに休息を与えること。

## (2) 施設の構造等

管理者は、次に掲げる事項に留意し、展示動物の種類、生態、習性及び生理に適合するとともに、特に動物園動物については、動物本来の習性に近い行動様式の発現を促すことができる施設を整備するように努めること。

ア 個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたき、泳ぐなど日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を備えること。また、展示動物の飼養及び保管環境の質の向上を図るため、隠れ場、遊び場等の設備を備えた豊かな飼養及び保管環境を構築すること。

イ 排せつ場、止まり木、水浴び場等の設備を備えること。

ウ 過度なストレスがかからないような温度、通風及び明るさが保たれる構造又はそのような状態に保つための設備を備えること。

エ 屋外又は屋外に面した場所にあっては、動物の種類及び習性等に応じた必要な日照及び風雨等を遮る設備を備えること。

オ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易であるなど衛生状態の維持及び管理がしやすい構造にするとともに、突起物、穴、くぼみ及び斜面等により傷害等を受けるおそれがないような構造にすること。

## (3) 飼養者の教育訓練等

管理者は、展示動物の飼養及び保管並びに観覧者又は購入者等に対する対応が、その動物の生態、習性及び生理について十分な知識と飼養及び保管の経験を有する飼養者により、又はその監督のもとに行われるように努めること。また、飼養者に対して必要な教育訓練を行い、展示動物の保護、展示動物による事故の防止及び観覧者等に対する動物の愛護精神等の普及啓発に努めること。

## 2 人の生活環境の保全

管理者及び飼養者は、展示動物の汚物等の適正な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして悪臭や害虫等の発生防止を図り、人の生活環境の保全に努めること。

## 3 危害及び逸走の防止

### (1) 施設の構造等

管理者及び飼養者は、人に危害を加えるおそれ又はひとたび逸走等により自然生態系に移入された場合に環境保全上の問題を引き起こすおそれのある展示

動物を飼養及び保管する場合には、次に掲げる事項に留意し、展示動物による事故の防止及び環境保全上の問題の防止に努めること。

- ア 施設は、展示動物が逸走できない構造及び強度とすること。
- イ 飼養及び保管に当たって、飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設の構造並びに飼養及び保管の方法とすること。
- ウ 施設の日常的な管理及び保守点検を行うとともに、定期的に巡回を行い、飼養及び保管する展示動物の数及び状態を確認すること。

#### (2) 逸走時対策

- ア 管理者及び飼養者は、人に危害を加えるおそれのある動物等が施設から逸走した場合の措置についてあらかじめ定め、逸走時の事故及び環境保全上の問題の防止に努めること。
- イ 管理者及び飼養者は、人に危害を加えるおそれ等のある展示動物が施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報及び観覧者等の避難誘導を行うとともに、施設から逸走した動物の捕獲等を行い、展示動物による事故の防止及び環境保全上の問題の防止に努めること。

#### (3) 災害時等の緊急時対策

管理者は、関係行政機関との連携の下に、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置計画を作成し、非常災害が発生したときは、管理者及び飼養者は、速やかに展示動物の保護及び展示動物による事故の防止に努めること。

#### (4) 有毒動物の飼養及び保管方法

管理者は、毒蛇等の有毒動物を飼養展示する場合には、抗毒血清等の救急医薬品を備えるとともに、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。

#### 4 動物に起因する感染性の疾病に係る知識の修得等

管理者及び飼養者は、展示動物等に起因する感染性の疾病に関する十分な知識及び情報を修得するとともに、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、不適切な方法による接触を避けるなどして、飼養者自らの感染のみならず、観覧者への感染の防止に努めること。また、飼養者は、展示動物に接触又は動物の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分に行い、必要に応じて消毒を行うこと。さらに、管理者は、感染症の発生時には、必要な対策が迅速に行える体制を整備すること。

#### 5 輸送方法

管理者及び飼養者は、展示動物の輸送に当たっては、次に掲げる事項に留意し、展示動物の健康及び安全並びに展示動物による事故の防止に努めること。

( 1 ) 展示動物の疲労及び苦痛を軽減するため、できるだけ短い時間による輸送方法を選択するとともに、必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。

( 2 ) 展示動物の種類、性別及び性質等を考慮して適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる車両、容器等は、展示動物の安全の確保、衛生管理及び逸走防止を図るために必要な規模及び構造のものを選定すること。

( 3 ) 適切な間隔で給餌及び給水を行うとともに、適切な換気及び通風による適切な温度及び湿度の維持に留意すること。

## 6 記録台帳の整備等

管理者は、展示動物の飼養及び保管の適正化並びに逸走した展示動物の発見率の向上を図るため、名札、脚環又はマイクロチップ等の装着等による個体識別措置を技術的に可能な範囲内で講じるとともに、特徴、飼育履歴及び病歴等に関する記録台帳を整備するように努めること。

## 7 施設廃止時の取扱い

管理者は、施設の廃止に当たっては、展示動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努め、飼養及び保管している展示動物を他の施設等へ譲渡するように努めること。やむを得ず、展示動物を殺処分しなければならない場合は、苦痛を与えない適切な方法をとるように努めること。

## 第4 個別基準

### 1 動物園施設等

管理者及び飼養者は、動物園動物又はふれあい動物を飼養及び保管する動物園施設等においては、次に掲げる事項に留意するように努めること。

#### ( 1 ) 展示方法

動物園動物又はふれあい動物の展示に当たっては、次に掲げる事項に留意し、動物本来の形態、生態及び習性を観覧できるようにすること。

ア 障害を持つ動物又は傷病中の動物を展示する場合は、観覧者に対して展示に至った経緯等に関する十分な説明を行うとともに、残酷な印象を与えないよう配慮すること。

イ 動物園動物又はふれあい動物の飼養及び保管を適切に行う上で必要と認められる場合を除き、本来の形態を損なうような施術、着色等をして展示しないこと。

ウ 動物に演芸をさせる場合には、演芸及びその訓練は、動物の生態、習性及び生理等に配慮し、過酷なものにならないようにすること。

- エ 生きている動物を餌として給与する場合は、その必要性について観覧者に対して十分な説明を行うとともに、餌となる動物の苦痛を軽減すること。
- オ 動物園動物又はふれあい動物を繁殖させる場合には、その繁殖が支障なく行われるように、出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整えること。
- カ 動物園等の役割が多様化している現状を踏まえ、動物の生態、習性及び生理並びに生息環境等に関する知見の集積及び情報の提供を行う等により、観覧者の動物に関する知識及び動物愛護精神についての観覧者の関心を深めること。

#### (2) 観覧者に対する指導

観覧者に対して、次に掲げる観覧上の注意事項を遵守するように指導すること。

- ア 動物園動物又はふれあい動物にみだりに食物等を与えないこと。
- イ 動物園動物又はふれあい動物を傷つけ、苦しめ又は驚かさないこと。

#### (3) 観覧する場所の構造等

- ア 人に危害を加えるおそれ等のある動物園動物が観覧者に触れることができない構造にするとともに、動物園動物を観覧する場所と施設との仕切りは観覧者が容易に越えられない構造にすること。
- イ 自動車を施設に入れて動物を観覧させる場合は、自動車の扉及び窓が常時閉まる構造のものを使用するとともに、観覧者に対して、自動車の扉及び窓を常時閉めておくように指導すること、また、施設内の巡視その他観覧者の安全の確保に必要な措置を講ずること。

#### (4) 展示場所の移動

短期間に移動を繰り返しながら仮設の飼養及び保管施設において動物園動物又はふれあい動物を展示する場合は、一定の期間は移動及び展示を行わず、特定の場所に設置した恒久的な飼養及び保管施設において十分に休養させ、その健全な成長及び本来の習性に近い行動様式等の発現ができるような飼養及び保管環境の確保に努めること。また、移動先にあっても、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、その健康と安全の確保には細心の注意を払うとともに、人に危害を加えるおそれのある展示動物については、第3の3の(1)の定めに基づき、事故の防止に努めること。

#### (5) 展示動物との接触

ア 観覧者と動物園動物又はふれあい動物が接触できる施設においては、その接触が十分な知識を有する飼養者の監督の下に行われるようにするとともに、事故及び感染性の疾病の防止に必要な措置を講ずること。

イ 観覧者と動物園動物及びふれあい動物との接触を行う場合には、その動物に過度な苦痛を与えないように指導するとともに、その動物には適度な休息を与えること。

## 2 販売施設

管理者及び飼養者は、販売動物を飼養及び保管する販売施設等においては、次に掲げる事項に留意するように努めること。

### (1) 展示方法

販売動物の展示に当たっては、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、販売動物に過度の苦痛を与えないように、展示の時間及び販売施設内の音、照明等を適切なものとする。

### (2) 繁殖方法

遺伝性疾患が生じるおそれのある動物、幼齢な動物又は高齢な動物を繁殖の用に供さないこと。また、みだりに繁殖させることによる過度の負担を避け、適切な繁殖回数とすること。

### (3) 販売方法

- ア 幼齢な動物における社会化期の確保など、販売動物の種類に応じた生態、習性及び生理に配慮した適切な販売方法とすること。
- イ 販売に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、販売先における終生飼養の確保の可能性を、確実な方法により確認すること。
- ウ 販売動物の販売に当たっては、その生態、習性及び生理、適正な飼養及び保管方法、感染性の疾病等に関する情報を提供し、購入者に対する説明責任を果たすこと。また、飼養及び保管が技術的に困難な種については、終生飼養が確保されにくい傾向にあることから、このような種に関する情報の提供は特に詳細に行うこと。
- エ 野生動物等を家庭動物として販売するに当たっては、特に第1の2に定める一般原則の遵守に留意すること。また、環境保全の観点から、特別な場合を除き、野生動物は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとる場合が少なくないこと等から、野生動物、特に外国産の野生動物等を家庭動物の用に供する販売動物として選定することについては慎重に行うこと。

## 3 撮影施設

管理者及び飼養者は、撮影動物を飼養及び保管する撮影施設においては、次に掲げる事項に留意するように努めること。

### (1) 撮影方法

動物本来の生態及び習性に関して誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、撮影の時間及び環境等を適切なものとし、

撮影動物に過度の苦痛を与えないようにすること。

(2) 情報提供

撮影施設に撮影動物を貸出しするに当たっては、撮影施設においても撮影動物の健康及び安全の確保がなされるように、その取扱い方法等についての情報提供がきめ細かに行われるようにすること。

第5 準用

展示動物に該当しない動物取扱業が扱う動物については、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

展示動物の飼養及び保管に関する基準（見直し素案）の新旧見え消し

注）下線部分は現行基準に追加  
~~三重線~~は現行基準から削除

第1 一般原則

第2 定義

第3 ~~健康及び安全の保持~~ 共通基準

1 飼養者の教育訓練等動物の健康及び安全の保持

(1) 飼養及び保管方法

(2) 施設の構造等

(3) 飼養者の教育訓練等

2 施設の設置等人の生活環境の保全

3 適正な飼養危害及び逸走の防止

(1) 施設の構造等

(2) 逸走時対策

(3) 災害時等の緊急時対策

(4) 有毒動物の飼養及び保管方法

4 観覧者に対する指導動物に起因する感染性の疾病に係る知識の修得等

5 輸送方法

6 記録台帳の整備等

7 施設廃止時の取扱い

第4 ~~危害防止~~ 個別基準

1 施設の構造等動物園施設等

(1) 展示方法

(2) 観覧者に対する指導

(3) 観覧する場所の構造等

(4) 展示場所の移動

(5) 展示動物との接触

2 脱出時対策販売施設

(1) 展示方法

(2) 繁殖方法

(3) 販売方法

3 緊急時対策撮影施設

(1) 撮影方法

(2) 情報提供

~~4 有毒動物の飼養展示~~

第5 適正な展示準用

~~第6 生活環境の保全~~

~~第7 飼養展示等の補則~~

## 第1 一般原則

### ( 基本的な考え方 )

1 管理者及び飼養者は、動物が命あるものであることにかんがみ、展示動物の習性、生理、生態、習性及び生理並びに飼養及び保管環境の質等に配慮しを理解し、かつ、愛情と責任をもって適正に飼養及び保管するとともに、展示動物にとって豊かな飼養及び保管環境の構築に努めること。また、これを飼養し、及び動物本来の姿を展示して観覧者に動物に関する正しい知識と動物愛護精神についての関心の普及啓発を深めるように努めるとともに、責任を持ってこれを保管し、展示動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺の生活環境の保全汚損を防止するように努めること。

### ( 動物の選定 )

2 管理者は、施設の立地及び整備状況、飼養者の飼養能力等の条件を考慮して飼養及び保管する展示動物の種類を選定するように努めること。また、家畜化されていない野生動物等については、希少な野生動物種等の保護増殖事業を行う場合を除き、飼養及び保管が困難であること、譲渡が難しく飼養及び保管の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種及び原産地において生息数が少なくなっている種が存在すること、万が一逸走した場合は環境保全上の問題が生じるおそれ大きいこと等を、その飼養及び保管に先立ち慎重に検討すべきであること。

### ( 計画的な繁殖 )

3 管理者は、自己の管理する施設みだりに繁殖させることによりで飼養することが展示動物の適正な飼養及び保管展示、繁殖等に支障が生じないよう、自己の管理する施設の収容力、展示動物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うように努めること。また、必要に応じて、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置、あると認めるときは、他の施設動物園等への譲渡（ゆずりわた）し又は貸出し移籍その他の措置を適切に講ずるよう努めること。

### ( 終生飼養及び処分方法 )

4 管理者は、希少な野生動物種等の保護増殖事業を行う場合を除き、展示動物の終生飼養の確保に努めること。ただし、展示動物が感染性の疾病伝染病にかかり、人又は他の動物に著しい被害を及ぼすおそれのある場合、苦痛が甚だしく、かつ、治癒の見込みのない疾病にかかり、又は負傷をしている場合、凶暴性が甚だしく、かつ、飼養を続けることが著しく困難である場合等は、この限りではない。なお、これらの場合において、展示動物を処分しなければならないときは、動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。また、やむを得ず殺処分しなければならないときは、苦痛（恐怖及びストレスを含む。以下、同じ。）を与えない適切な方法をとるよう努めること。を除いて展示動物を終生飼養するように努めること。

## 第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 動物 哺乳類、鳥類又は及び爬は虫類に属するものをいう。

(2) 展示 飼養及び保管している動物を、不特定の人に見せること又は管理者若しくは飼養者以外の者と接触させることをいう。

(3) 展示動物 次のアからエまでに掲げる展示を行う動物をいう。

ア 動物園、水族館、植物園、公園等の公共の場所の常設又は仮設の施設において飼養及び保管展示する動物(以下「動物園動物」という。)

イ 興行、客寄せ又は動物とのふれあいを目的として不特定の場所に移動して飼養及び保管展示する動物(以下「ふれあい動物」という。)

ウ 販売又は販売を目的(畜産農業の用又は試験研究用若しくは生物学的製剤の用に供する場合を除く。)とした繁殖等を行うため展示用若しくは愛がんに用に飼養する者に販売するため又は客寄せのために飼養及び保管展示する動物(以下「販売動物」という。)

エ 商業的な撮影興行、映画製作等に使用し、又は提供するために飼養及び保管する動物(以下「撮影動物」という。)

(3) 飼養展示 展示動物を飼養し、保管し、及び展示することをいう。

(4) (4)施設 動物を飼養及び保管展示するための施設(構造物等の有無を問わない。)をいう。

(5) (5)管理者 展示動物の所有者又は占有者で、展示動物又は及び施設を管理する者ものをいう。

(6) (6)飼養者 展示動物の飼養及び保管飼養展示の作業に従事する者をいう。

## 第3 共通基準

### 1 動物の健康及び安全の保持

#### (1) 3 適正な飼養及び保管方法

管理者及び飼養者は、次に掲げる下記事項に留意し、展示動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、そのも、並びに展示動物の健全な成長及び本来の習性に近い行動様式等の発現を図るように努めること。

ア (1) 展示動物の種類、数、発育状況及び健康等に応じて適正に給餌飼料及び給水水の給与を行うこと。また、展示動物の飼養及び保管環境の質の向上を図るため、種類及び習性等に応じた給餌及び給水方法を工夫すること。

イ (2) 動物の寄生虫の防除、疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は死負傷した動物に対しては、その原因究明を含めて、原則として獣医師による迅速やかに適切な措置が講じられるようにすること。

ウ (3) 捕獲後間もない動物又は他の施設から譲受け又は借受けた移動してきた

動物を施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間、他の動物との接触又は販売若しくは貸出しをしないようにするとともに、~~については、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講ずること。~~

エ 群れ等を形成する動物については、その規模、年齢構成、性比等を考慮し、できるだけ複数で飼養及び保管すること。

オ 異種又は複数の展示動物を同一飼養施設内で飼養及び保管する場合には、展示動物の組み合わせを考慮した収容又は個別収容を行うこと。

カ 幼齢時に社会化が必要な動物については、一定期間内、親子等を共に飼養すること。

キ 疾病にかかり若しくは負傷した動物、妊娠中若しくは幼齢な動物を育成中の動物又は高齢な動物については、隔離又は治療するなどの必要な措置を講じるとともに、給餌及び給水を行い並びに休息を与えること。

## (2) 施設の構造設置等

管理者は、次に掲げる事項に留意し、展示動物の種類、生態、習性及び生理に適合するとともに、特に動物園動物については、動物本来の習性に近い行動様式の発現を促すことがものであり、かつ、飼養者が適切に飼養展示できる施設を設置し、又は整備するように努めること。

ア 個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたき、泳ぐなど日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を備えること。また、展示動物の飼養及び保管環境の質の向上を図るため、隠れ場、遊び場等の設備を備えた豊かな飼養及び保管環境を構築すること。

イ 排せつ場、止まり木、水浴び場等の設備を備えること。

ウ 過度なストレスがかからないような温度、通風及び明るさが保たれる構造又はそのような状態に保つための設備を備えること。

エ 屋外又は屋外に面した場所にあっては、動物の種類及び習性等に応じた必要な日照及び風雨等を遮る設備を備えること。

オ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易であるなど衛生状態の維持及び管理がしやすい構造にするとともに、突起物、穴、くぼみ及び斜面等により傷害等を受けるおそれがないような構造にすること。

## (3) 飼養者の教育訓練等

管理者は、展示動物の飼養及び保管展示並びに観覧者又は購入者等に対する対応が、その動物の生態、習性及び生理について十分な知識と飼養及び保管の経験を有する飼養者により、又はその監督のもとに行われるようにする努めること。またとともに、飼養者に対して必要な教育訓練を行い、展示動物の保護、及び展示動物による事故の防止及び観覧者等に対する動物の愛護精神等の普及啓発に努めること。

## 2 第6 人の生活環境の保全

管理者及び又は飼養者は、展示動物の汚物等の適正な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして悪臭や害虫等の発生防止を図り、人の生活環境の保全に努めること。

## 3 第4 危害及び逸走の防止

### (1) 施設の構造等

管理者及び飼養者は、人に危害を加えるおそれのある展示動物又はひとたび逸走等により自然生態系に移入された場合に環境保全上の問題を引き起こすおそれのある展示動物を飼養及び保管展示する場合には、施設の構造等について下記次に掲げる事項に留意し、展示動物による大身事故の防止及び環境保全上の問題の防止に努めること。

ア(1) 施設は、展示動物が逸走脱出できない構造及び強度とすること。

イ(2) 施設は、飼養者が飼養及び保管展示に当たって、飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設の構造並びに飼養及び保管の方法とすること。

ウ 施設の日常的な管理及び保守点検を行うとともに、定期的に巡回を行い、飼養及び保管する展示動物の数及び状態を確認すること。

### (2) 逸走脱出時対策

ア(1) 管理者及び飼養者は、人に危害を加えるおそれのある動物等が施設からの逸走した場合脱出時の措置についてあらかじめ定め定め対策を講じ、逸走脱出時の事故及び環境保全上の問題の防止に努めること。

イ(2) 管理者及び飼養者は、人に危害を加えるおそれ等のある展示動物が施設から逸走脱出した場合には、速やかに関係機関への通報及び観覧者等の避難誘導を行うとともに、施設から逸走脱出した動物の捕獲等を行い、展示動物による事故の防止及び環境保全上の問題の防止に努めること。

### (3) 災害時等の緊急時対策

管理者は、関係行政機関との連携の下に、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置計画を作成しを定め、非常災害が発生したときは、管理者及び飼養者は、速やかに展示動物のを保護し、及び展示動物による事故の防止に努めること。

### (4) 有毒動物の飼養及び保管方法展示

管理者は、毒蛇等の有毒動物を飼養展示する場合には、抗毒血清等の救急医薬品を備えるとともに、医師による迅速な飼養者に救急処置が行える体制を整備すること。法を熟知させ、大身事故の防止に努めること。

## 4 動物に起因する感染性の疾病に係る知識の修得等

管理者及び飼養者は、展示動物等に起因する感染性の疾病に関する十分な知識及び情報を修得するとともに、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能

性に留意し、不適切な方法による接触を避けるなどして、飼養者自らの感染のみならず、観覧者への感染の防止に努めること。また、飼養者は、展示動物に接触又は動物の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分に行い、必要に応じて消毒を行うこと。さらに、管理者は、感染症の発生時には、必要な対策が迅速に行える体制を整備すること。

## 5 輸送方法

管理者及び飼養者は、展示動物の輸送に当たっては、次に掲げる事項に留意し、展示動物の健康及び安全並びに展示動物による事故の防止に努めること。

(1) 展示動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さく軽減するため、できるだけなるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、必要に応じ適切な休憩時間を確保する選ぶこと。

(2) 展示動物の種類、性別及び性質等を考慮して適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる車両、容器等は、展示動物の安全の確保、衛生管理及び動物の逸走脱出防止を図るのために必要な規模及び構造のものを選定すること。

(3) 輸送中の動物に適切な間隔で給餌及び給水を行うするとともに、適切な換気及び通風による適切な温度及び湿度の維持に留意すること。

## 6 記録台帳の整備等

管理者は、展示動物の飼養及び保管の適正化並びに逸走した展示動物の発見率の向上を図るため、名札、脚環又はマイクロチップ等の装着等による個体識別措置を技術的に可能な範囲内で講じるとともに、特徴、飼育履歴及び病歴等に関する記録台帳を整備するように努めること。

## 7 施設廃止時の取扱い

管理者は、施設の廃止に当たっては、展示動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努め、飼養及び保管している展示動物を他の施設等へ譲渡するように努めること。やむを得ず、展示動物を殺処分しなければならない場合は、苦痛を与えない適切な方法をとるように努めること。

## 第4 個別基準

### 1 動物園施設等

管理者及び飼養者は、動物園動物又はふれあい動物を飼養及び保管する動物園施設等においては、次に掲げる事項に留意するように努めること。

### (1) 第5 適正な展示方法

管理者は、動物園動物又はふれあい展示動物の展示に当たっては、次に掲げる下記事項に留意し、動物本来の形態、生態及び習性を観覧できるように努めること。

ア(1) 観覧者に残酷な印象を与えるような障害不具を持つ動物又は傷病中の動物を展示する場合は、観覧者に対して展示に至った経緯等に関する十分な説明を行うとともに、残酷な印象を与えないよう配慮するものこと。

イ(2) 動物園動物又はふれあい動物にその動物の飼養及び保管を適切に行う上で必要と認められる場合を除き、本来の形態を損なうような施術、着色等をして展示しないこと。

ウ(3) 動物に演芸をさせる場合には、演芸及びその訓練は、動物の生態、習性及び生理等に配慮し、過酷なものにならないようにすること。訓練を伴う演芸をさせないこと。

エ(4) 動物の飼養に当たって、生きている動物を餌として給与することが不可欠であっても、できるだけそれを展示中に行わないこと。場合は、その必要性について観覧者に対して十分な説明を行うとともに、餌となる動物の苦痛を軽減すること。

オ(4) 原則として、動物園動物又はふれあい動物を繁殖させる場合には、動物その繁殖が支障なく行われるように、出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整えること。

カ 動物園等の役割が多様化している現状を踏まえ、動物の生態、習性及び生理並びに生息環境等に関する知見の集積及び情報の提供を行う等により、観覧者の動物に関する知識及び動物愛護精神についての観覧者の関心を深めること。

### (2) 4 観覧者に対する指導

管理者は、観覧者に対して、次に掲げる観覧上の注意事項を遵守するように指導するを行い、こと。

ア 観覧者が動物園動物又はふれあい展示動物にみだりに食物等を与えないこと。

イ 又は石、棒等で展示動物園動物又はふれあい動物を傷つけ、若しくは苦しめ又は驚かさないことがないように努めること。

### (3) 観覧する場所の構造等

ア 人に危害を加えるおそれ等のある動物園観覧場は、施設と十分の間隔を設け、観覧者が観覧上の注意事項を遵守する場合には、動物が観覧者に触れることができない構造ようにするとともに、動物園動物を観覧する場所場と施設との仕切りは、幼児が観覧者が容易に越えられない構造ようにすること。

イ(4) 自動車等を施設に入れて動物を観覧させる場合は、自動車の扉及び窓が常時閉まる構造のものを使用するとともに、観覧者に対して、自動車等の扉及び窓を常時閉めておくように指導すること、また、とともに、施設内の巡視その他観覧者の安全の確保に必要な措置を講ずること。

#### (4) 展示場所の移動

短期間に移動を繰り返しながら仮設の飼養及び保管施設において動物園動物又はふれあい動物を展示する場合は、管理者は、展示場所を移動して展示する展示動物一定の期間は移動及び展示を行わず、特定の場所に設置した恒久的な飼養及び保管施設において、常時第3の2に定める施設に適合する施設において飼養展示することが困難なものについては、その動物に必要な休息期間を設け、その期間中第3の2に定める施設に適合する施設において十分に休養させ、展示動物その健全な成長及び本来の習性に近い行動様式等の発現ができるような飼養及び保管環境の確保に努めること。また、移動先にあっても、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、その健康と安全の確保には細心の注意を払うとともに、人に危害を加えるおそれのある展示動物については、第3の3の(1)の定めに基づき、事故の防止に努めること。

#### (5) 展示動物との接触

ア 観覧者と動物園動物又はふれあい動物が接触できる施設においては、その接触が十分な知識を有する飼養者の監督の下に行われるようにするとともに、事故及び感染性の疾病の防止に必要な措置を講ずること。

イ 観覧者と動物園動物及びふれあい動物との接触を行う場合には、その動物に過度な苦痛を与えないように指導するとともに、その動物には適度な休息を与えること。

## 2 販売施設

管理者及び飼養者は、販売動物を飼養及び保管する販売施設等においては、次に掲げる事項に留意するように努めること。

### (1) 展示方法

販売動物の展示に当たっては、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、販売動物に過度の苦痛を与えないように、展示の時間及び販売施設内の音、照明等を適切なものとする。

### (2) 繁殖方法

遺伝性疾患が生じるおそれのある動物、幼齢な動物又は高齢な動物を繁殖の用に供さないこと。また、みだりに繁殖させることによる過度の負担を避け、適切な繁殖回数とする。

### (3) 販売方法

ア 幼齢な動物における社会化期の確保など、販売動物の種類に応じた生態、習性及び生理に配慮した適切な販売方法とすること。

イ 販売に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、販売先における終生飼養の確保の可能性を、確実な方法により確認すること。

ウ 販売動物の販売に当たっては、その生態、習性及び生理、適正な飼養及び保管方法、感染性の疾病等に関する情報を提供し、購入者に対する説明責任を果たすこと。また、飼養及び保管が技術的に困難な種については、終生飼養が確保されにくい傾向にあることから、このような種に関する情報の提供は特に詳細に行うこと。

エ 野生動物等を家庭動物として販売するに当たっては、特に第1の2に定める一般原則の遵守に留意すること。また、環境保全の観点から、特別な場合を除き、野生動物は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとる場合が少なくないこと等から、野生動物、特に外国産の野生動物等を家庭動物の用に供する販売動物として選定することについては慎重に行うこと。

### 3 撮影施設

管理者及び飼養者は、撮影動物を飼養及び保管する撮影施設においては、次に掲げる事項に留意するように努めること。

#### (1) 撮影方法

動物本来の生態及び習性に関して誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、撮影の時間及び環境等を適切なものとし、撮影動物に過度の苦痛を与えないようにすること。

#### (2) 情報提供

撮影施設に撮影動物を貸出しするに当たっては、撮影施設においても撮影動物の健康及び安全の確保がなされるように、その取扱い方法等についての情報提供がきめ細かに行われるようにすること。

### 第57 準用飼養展示等の補則

展示動物に該当しない動物取扱業が扱う動物については、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

## 動物の愛護及び管理に関する法律（関連条文抜粋）

（昭和48年10月1日）  
法律第105号

最終改正 平成11年12月22日

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第5条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を与え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染症の疾病について正しい知識を持つように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるように努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

（審議会の意見の聴取）

第26条 環境大臣は、第五条第四項、第十一条第一項若しくは第二十四条第三項の基準の設定、第十五条第一項の事態の設定又は第十八項第五号（第十九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条第二項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かななければならない。これらの基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。